

実施方針の修正(新旧対照表)

平成22年10月29日に公表した「田原市給食センター整備運営事業」の実施方針を次のとおり修正する。

通番	頁数	項目名	修正前(10月29日公表)	修正後(11月30日公表)
1		用語の定義 【応募グループ】	【応募グループ】	【応募者】
2		用語の定義 【構成員】	応募グループを構成する者で、事業者から直接業務を受託する者をいう。その全てが特別目的会社に必ず出資し、出資は構成員のみとする。	応募者のうち特別目的会社に出資し、事業者から直接業務を受託する者をいう。出資は、構成員のみとする。
3		用語の定義 【協力会社】	応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者をいう。	応募者のうち構成員以外の者で、事業開始後、事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者をいう。特別目的会社への出資は行わない。
4		用語の定義 【応募者】	応募グループ及び協力会社をいう。	(削除)
5		用語の定義 【応募各社】	応募グループの構成員及び協力会社のそれぞれの企業をいう。	応募者の構成員及び協力会社のそれぞれの企業をいう。
6	2	1.(1)5)① 本施設の設計及び建設に関する業務	・施設備品調達業務	・施設備品等調達業務
7	2	1.(1)5)③ 本施設の維持管理に関する業務	・食器食缶保守管理業務 ・施設備品保守管理業務	・食器食缶等保守管理業務 ・施設備品等保守管理業務
8	2	1.(1)5)④ 本施設の運営に関する業務	・献立作成補助業務(市が主催する献立委員会への出席等) ・洗浄・残滓回収業務 ・見学者対応業務	・献立作成補助業務 ・洗浄等業務 ・見学者対応支援業務
9	4	1.(1)12) 市が実施する業務	①本施設等の設計及び建設に関する業務 ②本施設等の維持管理に関する業務 ③本施設等の運営に関する業務	①設計及び建設に関する業務 ②維持管理に関する業務 ③運営に関する業務
10	4	1.(1)12)③ 運営に関する業務	・見学者対応支援(必要に応じて)	・見学者対応業務
11	8	2.(3)10) 事業提案書の受付	また、契約保証金は、田原市財務規則(昭和41年田原町規則第1号)第127条のいずれかに該当する場合は免除する。	(削除)
12	8	2.(4)1)③ 応募者の構成等	選定されなかった応募グループの構成員又は協力会社が、	選定されなかった応募者の構成員(代表企業を除く。)又は協力会社が、
13	9	2.(4)2) 応募者の資格要件等	応募グループで申し込む場合には、参加表明書提出時に	応募者は、参加表明書提出時に
14	9	2.(4)2) 応募者の資格要件等	応募に当たっては、応募グループは当該応募グループの構成員	応募に当たっては、応募者は構成員
15	9	2.(4)3) 応募各社の資格要件	ただし、建設企業においては、1つの企業が以下の資格要件のすべてを満たし、他の企業は以下の資格要件の複数を満たしていること。	ただし、建設企業においては、1つの企業が以下の資格要件のすべてを満たし、他の企業は以下の資格要件の(ア)を含む複数を満たしていること。
16	10	2.(4)3) 応募各社の資格要件	(追加)	⑥その他企業は、田原市財務規則による競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。

実施方針の修正(新旧対照表)

平成22年10月29日に公表した「田原市給食センター整備運営事業」の実施方針を次のとおり修正する。

通番	頁数	項目名	修正前(10月29日公表)	修正後(11月30日公表)
17	10	2.(4) 4) 構成企業の制限	②公募の日から事業提案書提出までの間に田原市工事請負契約等に係る指名停止措置要領(平成19年2月1日施行)に基づく指名停止を受けていないこと。	②田原市工事請負契約等に係る指名停止措置要領(平成19年2月1日施行)に基づく指名停止を受けていないこと。
18	11	2.(4) 6) 応募者の構成員等の変更	参加表明書により参加の意思を表明した応募グループの構成員及び協力会社の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事象が生じた場合は市と協議を行うこととする。協議の結果、市が妥当と判断した場合は、事業提案書提出の時より以前であった場合に限り、代表企業を除く応募グループの構成員及び協力会社について参加資格の確認を受けた上で、変更することができるものとする。	参加表明書により参加の意思を表明した応募者の構成員及び協力会社の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事象が生じた場合は市と協議を行うこととする。協議の結果、市が妥当と判断した場合は、事業提案書提出の時より以前であった場合に限り、代表企業を除く応募者の構成員及び協力会社について参加資格の確認を受けた上で、変更することができるものとする。
19	13	2.(6) 2)④ 特別目的会社の設立等	応募グループの構成員の全ては、	応募者の構成員の全ては、
20	17	4.(3) 土地に関する事項	原則として事業契約締結後から本施設の引渡し(平成26年3月予定)までの間、	原則として事業契約締結後から本施設の引渡し(平成26年1月予定)までの間、
21	資料 2-1	資料2 リスク分担表 マーケットリスク(金利変動) No.14	【備考欄】 維持管理・運営期間11年目に改定	【備考欄】 (削除)
22	資料 2-2	資料2 リスク分担表 維持管理・運営リスク(需要の変動) No.45	【分担】 市:△ 事業者:○	【分担】 市:○ 事業者:印なし